

仕様書

フロンティア部

1. 件名

「NEDO懸賞金活用型プログラム／広範囲な浅海における短時間計測・観測システムの開発」に関する周辺動向調査及びマッチング並びにコンペティション開催支援

2. 背景・目的

「イノベーション小委員会中間とりまとめ」（2024年6月21日、産業構造審議会 産業技術環境分科会 イノベーション小委員会）では、現在の委託・補助型で実施してきている国の研究開発事業について、状況変化があった場合に柔軟な対応・変更が困難であること、潜在的に可能性のある者がエントリーするか・応募者が正しいアプローチを提案するか不明であること、正しい主体・アプローチを採択できるかは採択時点では不明であること、提案されたアプローチの実施が重視され、成果が達成できるかは担保されないことなど、研究開発事業の目標が複雑化・高度化している中でいくつかの課題も存在することを指摘し、研究開発の成果に報酬を支払う仕組みである懸賞金型事業については、アプローチを問わず成果の達成が受賞の前提であり、これを本格実施することとしており、諸外国においても、目標水準以上の研究開発成果を上げた上位数者に対して懸賞金を支払う仕組みを採用している。

「NEDO 懸賞金活用型プログラム／広範囲な浅海における短時間計測・観測システムの開発」（以下、本プログラム）は、持続可能な海洋の観点からブルーカーボン産業や海洋産業の活性化への期待が大きい日本において極めて重要な技術開発を目指すプログラムである。海中はあらゆる物理現象の減衰が激しく、既存の単一技術はもとより複数の既存技術を組み合わせても困難である。さらに、海洋付着生物という個体有機物を非破壊で計測する必要があることも難易度を高めており、技術課題等の解決に資する多様なシーズ・解決策をコンペティション形式による懸賞金型の研究開発方式を通じて募り、将来の社会課題解決や新産業創出につながるシーズをいち早く発掘することで、共同研究等（※）の機会創出、シーズの実用化等の促進を目指して実施するものである。

（※）共同研究等とは、民間企業が大学・公的研究機関等に対して共同研究費等を提供するものに加え、応募者と他の企業や大学・公的研究機関等との間の秘密保持契約（NDA）や覚書の締結、自治体調達の契約、国によるガイドラインの策定等を含む。

3. 内容

本課題の解決や新産業創出につながる多様なシーズ・解決策の発掘に向けた懸賞金型のコンペティションを実施するための調査を実施し、懸賞広告やコンペティション等の企画立案・運営、評価手法の検討（ルールの明確化）、応募者のための研究開発環境整備、広報・周知活動・制度改善に資する調査や、懸賞広告応募者の共同研究等の実現に向けた支援等の事業を行うものとする。また、以後の懸賞金制度運営に活かすことを目的とし、本調査・企画運営業務で得られた本プログラムの質の向上に資する示唆を報告するものとする。詳しくは以下を実施することとする。

※以下、「応募」とは、懸賞広告課題に対する「成果の提出」を意味する。

「審査」とは、成果を審査して、受賞者（懸賞金受領者）を決定することを意味する。

3-1. 課題に関する調査

(1) 研究開発成果の社会実装と市場展開を構想したうえで、すぐにビジネスに直結するものではなく、短期（本事業終了から2年後まで）に共同研究等につながるテーマの創出及び研究開発過程における体制構築が期待される課題とその目標水準の設定のための調査

例えば、当該技術に関する社会的なニーズや潜在的なシーズ、関連技術等を調査すること。

実施にあたっては、本プログラムで実施することの妥当性をより高められる内容とするために、以下 a)～d)を参考とすること。

a) 社会課題解決に裨益するか（社会実装に向けた共同研究等に繋がる可能性）

b) 革新性・独創性のある研究開発内容になるか

c) 委託型よりも懸賞金型研究開発に適した課題であるか

d) 検討している実施内容は法的に妥当か（例：カルタヘナ法、外為法等）

(2) 成果の審査時に定量的な評価が可能となるような課題とその目標水準の設定のための調査

*極力、定量的目標水準を設定すべく調査した結果として定性的目標設定とせざるを得ない場合、その理由を分析し、まとめること。

*「成果」とは「研究開発」の成果であり、物品に限定されずソフトウェア等も含むが、「アイデア」に対しては懸賞金を支払わないことに留意して調査を実施すること。

(3) アウトカム目標の実現に係る調査

技術課題や社会課題の解決に向けて、懸賞広告応募者と当該シーズのユーザーとの連携の機会を創出し、短期（本事業終了から2年後まで）に共同研究等につながるように複数の社会実装シナリオを想定しながら、どのようなコミュニティーを形成し、何年後にどのような共同研究に繋がる見込みなのかを具体的、かつ論理的に示せるようにすること。

(4) 他の競争的研究費でカバーされない内容とするための調査

(5) 想定応募層（所属組織／個人属性、国籍等）、想定応募数（あるいは、関連技術の開発動向などから多様で多数の潜在的プレイヤーが存在する見込み）の調査

*企画運営事業者（連名者含む）の利害関係に当たるものは応募することができないことにも留意して調査を実施すること。

また、懸賞広告への応募申請に対し、企画運営事業者（連名者含む）にて、申請者との利害関係について確認すること。

(6) 効果的な広報の企画・実施のための調査

(7) 研究開発およびコンペティションに要する環境整備に関する調査

想定する成果に基づき、懸賞広告期間中の研究開発およびコンペティション実施時の評価・検証に要する環境等について、必要となる環境整備の調査を実施すること。

(8) 応募者にとって懸賞金以外のインセンティブ設定に係る調査

*結果として特別なインセンティブ設定を行わない場合（当該分野ではコンテストで表彰すること自体が懸賞金以外のインセンティブになり得る等）もその理由をまとめること。

3-2. 懸賞広告内容の検討

(1) 懸賞金交付決定方法の検討

設定課題とその目標水準に対する客観性・公平性が担保されたコンペティション内容およびコンペティションに関するルールを検討すること。

(2) 懸賞金の配分方法の検討

応募者が目標水準の達成に要する研究開発コストを調査・見積るとともに、類似懸賞金との比較などを行い、適正な設定懸賞金額（受賞者数、設定懸賞金額とその根拠の明示）を検討すること。また、同位受賞者が複数存在した場合の懸賞金の配分方法および交付額も検討すること。

(3) 懸賞広告内容に関する調査・検討

懸賞広告内容に関する懸賞広告期間、応募様式・応募方法・応募受理等応募に必要な事項、募集に係る説明会の開催方法、その他必要な事項について調査・検討すること。

また、懸賞金の支払方法、応募者の資格、交付決定の取消事由については、NEDO から必須事項を提示するが、追加すべき事項の有無および具体事項を検討すること。特に、応募者の資格について、課題解決のため、日本国内に主たる技術開発のための拠点を有しない国外企業等もこれに追加する必要があるか（国外の籍を有する者のみからなる応募等を認める必要があるか）、必要がある場合には、当該課題の応募要件をさだめるべく、予め調査することを含む。

3-3. 懸賞金交付等審査委員会の準備および運営・開催支援

NEDO が行う懸賞金の交付等に関して審査を行う懸賞金交付等審査委員会の準備および運営を支援すること。例えば、委員候補の列挙、スケジュールの検討、委員への説明や事務手続き、委員会会場の確保、委員会開催に必要な物品の確保、諸費の支払、委員会の全体運営等を実施すること。ただし、委員の旅費・謝金はNEDOが直接支払う。

委員会の開催タイミングは以下のとおり。

- a) 懸賞広告前（懸賞広告内容の審議）
- b) 審査（懸賞金交付先の決定）
- c) その他必要に応じて開催

3-4. コンペティションの実施に向けた環境整備

- (1) 説明会スケジュールの検討、会場の確保、諸費の支払、説明会の全体運営等を実施すること。
- (2) 応募者のモチベーションを高め、実用化・社会実装を担いうるユーザーにも広く周知するための広報戦略の立案・実行及びメディア対応等を実施すること。
- (3) 応募者の意向に配慮しつつ応募された技術を広く社会に周知すること。
- (4) 説明会においては、設定課題の趣旨や 3-2. で検討したコンペティション内容やルール等を明確にわかりやすく説明すること。
- (5) 本プログラムで実施する他の事業との統一性を示すため、事業間共通で「NEDO Challenge」ロゴマーク（図 1）を使用し、広報及び周知活動を行うこと。



図1 「NEDO Challenge」 ロゴマーク

(6) 3-1.の調査結果を踏まえ、以下の項目を「応募要項」としてまとめ、懸賞広告を実施すること。

- a) 目的と趣旨 ※事業の背景、課題・目標等を説明すること。
- b) 募集する部門・テーマの詳細
- c) エントリー及び応募資格 ※企画運営事業者と利害関係にある応募者の応募は不可とする。
- d) コンペティション内容、コンペティションに関するルール
- e) エントリー及び応募～審査の流れ
- f) 懸賞広告期間
- g) 審査結果の決定及び通知の方法
- h) 懸賞金額、支払方法

※応募者が目標水準の達成に要する研究開発コストを調査・見積り、適正な設定懸賞金額（受賞者数、設定懸賞金額とその根拠の明示）を検討すること。また、同位受賞者が複数存在した場合の懸賞金の配分方法および交付額も検討すること。

- i) 申請書・提案書の様式、提出方法※成果が「国の競争的研究費」のみで作製されたものではないことを確認するため、申請書にチェック・記入項目等を設ける。
- j) 応募者による開発のために提供するデータ、開発環境
- k) メンタリングプログラムの概要
- l) マッチングプログラムの概要
- m) 説明会の開催
- n) 交付決定の取消事由
- o) その他留意事項

懸賞金の支払方法、応募者の資格、交付決定の取消事由については、NEDO から必須事項を提示するが、追加すべき事項の有無および具体事項を検討すること。

また、懸賞広告と並行して、以下の検討及び準備を実施すること。

- ・ウェブサイトの制作：懸賞広告等、本事業に係る全ての情報をワンストップで提供
- ・想定応募者へのアプローチ：目標とするターゲットをリスト化し、直接アプローチを実施

3-5. コンペティションの実施・運営

(1) エントリー及び応募受付業務

懸賞広告期間において懸賞広告内容やコンペティション概要に関する説明会、相談対応、応募要件の確認業務（3-2.で検討した内容に基づき）を実施すること。

(2) コンペティションの実施・運営に係る業務

3-2.で検討した内容に基づき、例えば以下の項目等を実施するとともにこれらの諸費を支払うこと。

ただし、審判員の旅費・謝金はNEDOが直接支払う。

- a) コンペティションの実施に向けた資料の準備（実施概要、プログラム、運営マニュアル、進行台本の作成、応募者側資料の取り纏め等）
- b) コンペティションの日程調整、会場確保、必要となる物品の調達
- c) 会場設営（プール、実海域を含む会場）、会場環境（電源やネットワーク環境等）の整備
- d) コンペティションを盛り上げる演出の企画・実施
- e) 報道機関の呼び込み、当日対応に係る調整
- f) 参加者の当日対応
- g) 応募者および審判員等、関係者への事務対応や説明等
- h) プレゼン実施者のプレゼン資料等の提出物集約
- i) リハーサルの実施
- j) 当日の運営、記録
- k) コンペティション終了後に本懸賞金制度の質の向上および改善に資するアンケートの実施
- l) ウェブサイトにおける結果公表

3-6. 表彰式の企画運営

表彰式の実施スケジュールの調整（コンペティションと同時開催可）、会場等の確保、授与物の検討・調達、表彰式に関する関係者への説明等、表彰式の全体運営を実施するとともに、これらを含む諸費を支払うこと。尚、表彰式に関しては、式の運営だけでなく事前準備を含めて広く周知する工夫を盛り込むこと。

3-7. 応募者の成果最大化と共同研究等の実現に向けた支援業務

懸賞広告応募者と当該シーズのユーザーとの連携の機会を創出し、短期（本事業終了2年後まで）に共同研究等につなげることを目指した以下の支援業務を実施すること。

- a) 応募者へ市場ニーズ、技術動向、特許動向、政策・規制動向、社会実装シナリオ等の情報提供等
- b) 共同研究等に繋げるため、応募者の意向に配慮しつつ、応募された技術を広く社会に周知する機会を設ける
- c) 開発に必要なテストベット（プール・実海域）の調達と開発環境の提供
- d) スキルセットの増強
 - ・ 応募者を含むワークショップ等の開催を企画し、専門家や有識者からの情報提供や関係者間の意見交換ができる場を設けること
 - ・ 応募者の熟度やフェーズに応じて、専門家や有識者から技術指導を受けられる仕組みや体制を設けること（メンタリング）
- e) 受賞者へのフォローアップとして、関連公募や内外の支援プログラム活用などにより、事業化に向けた次のステップへ移行できる支援を実施すること
- f) 当該支援業務の効果について分析・評価を行い総括すること

4. 事業の期間

NEDO の指示する日（2025 年度）から 2028 年 3 月 31 日まで

5. 事業予算額

2025 年度～2027 年度 合計 3 億円以内

6. 報告書

「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」（<https://www.NEDO.go.jp/itakugyomu/manual.html>）に従って作成の上、2025 年度および 2026 年度終了時には中間報告書を、2027 年度終了時には報告書を所定の期日までに NEDO プロジェクトマネジメントシステムにて提出のこと。記載事項については上記の仕様内容に加え、以下の項目に関する報告を含めること。

- (1) 協賛金等により行った業務がある場合、その内容や金額（該当時のみ）
- (2) 懸賞広告や広報・周知活動で用いた事業者作成の Web ページの内容の明記（例えば、Web ページのスクリーンショットを報告書内に添付する）

7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

8. その他重要事項

- ・ 本仕様書に定める事項については、NEDO と調整の上、実施する。また、本仕様書に定めなき事項については、NEDO と委託事業者が協議の上、決定することとする。
- ・ 必要に応じ、当該技術に知見を有し、業界内を牽引できる有識者やビジネスモデルを描けるシンクタンク、メディア発信を行うイベント会社等と連携した実施体制を構築して実施すること。体制の構築にあたっては、以下のいずれでも可能。
尚、体制の構築は、応募にあたり、提案方式を制限するものではありません。
 - a) 複数の機関が NEDO の委託先として実施する「連名提案者」とする
 - b) 提案者の「再委託先」（「共同実施先」）とする
 - c) 提案者の「外注先」とする
 - d) 採択後に「有識者」として登録して委託事業者が意見をもらいながら実施する
- ・ 外部から協賛金等の資金提供の申し出があった場合、NEDO から委託した業務内容の範囲外の本懸賞金活用型プログラムに係る業務で使用可能であるため、NEDO と協議すること。
- ・ 報道機関から本懸賞金事業に関して説明要望があった場合、NEDO と協議の上、対応すること。
- ・ 本事業の実施にあたり、企画や調査等の進捗・内容を NEDO に適宜（毎月 1 回程度以上）報告するとともに、その後の進め方等について調整を行うこと。また、懸賞金交付等審査委員会も含め必要な資料や議事録を作成すること。
- ・ 本事業におけるデータの取扱いには、経済安保等に十分に配慮すること。

以上